

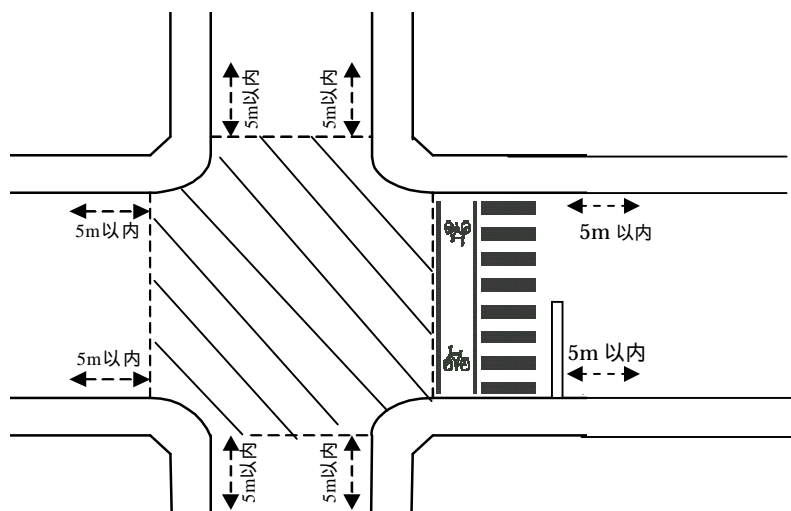
絵で見る技術的基準

1. 駐車場法に基づく技術的基準

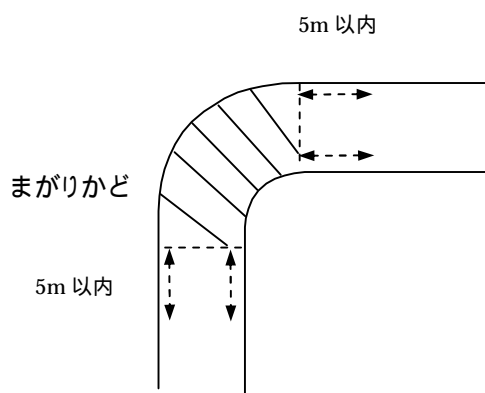
出入口を設けてはならない箇所（施行令第7条第1項）

(1) 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分

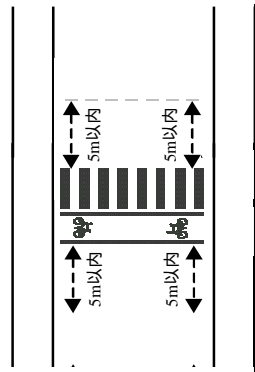
(1) 1 交差点及び側端から5m以内
(国土交通大臣が認めた場合は可能)



(1) 2 まがりかどから5m以内

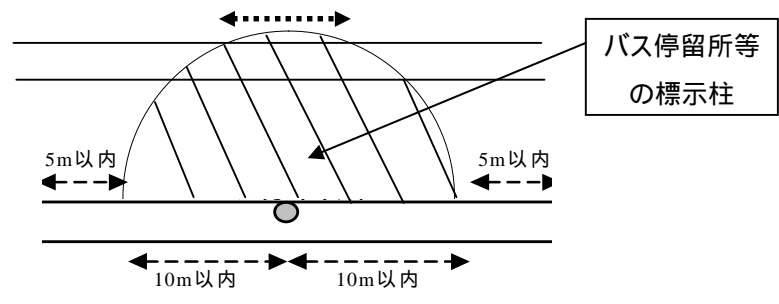


(1) 3 横断歩道又は自転車横断帯及び前後の側端からそれぞれ前後に 5 m以内

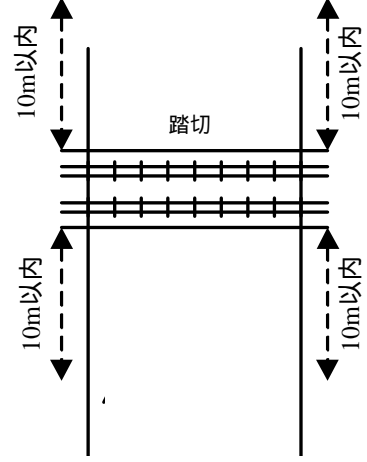


(1) - 4 安全地帯の左側部分及び当該部分の側端からそれぞれ前後に 10 m以内

(1) 5 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10m以内

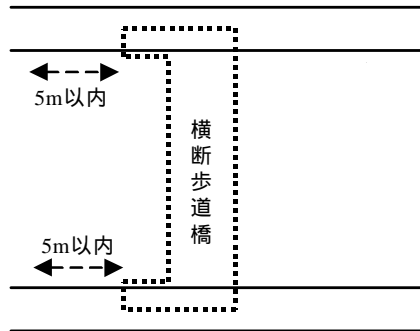


(1) 6 踏切及び前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内

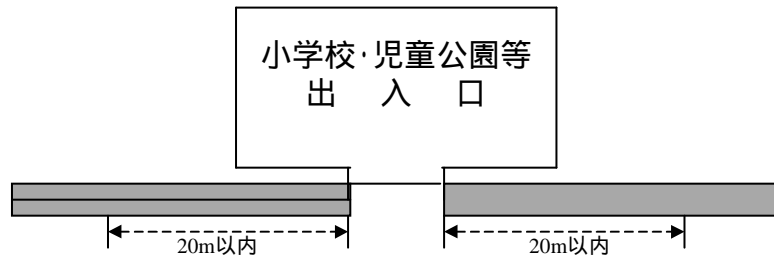


(1) - 7 トンネル、坂の頂上付近、軌道敷内
(トンネルは国土交通大臣が認めた場合は可能)

(2) 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5 m以内

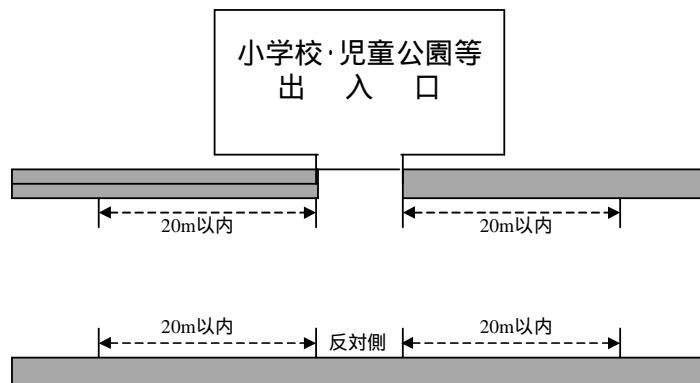


(3) 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20m以内



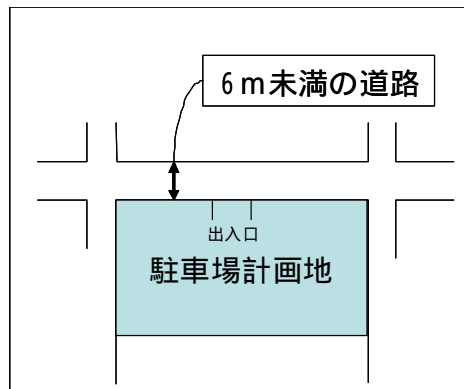
- ・ 出入口に接した歩道にさくの設けられていない道路の場合
- ・ 当該出入口に接する歩道がなく、かつ、車線がさく等工作物により往復の方向別に分離されていない道路の場合

当該出入口の反対側及びその左右 20メートル以内



(4) 橋 (国土交通大臣が認めた場合は可能)

(5) 幅員が 6 m 未満の道路

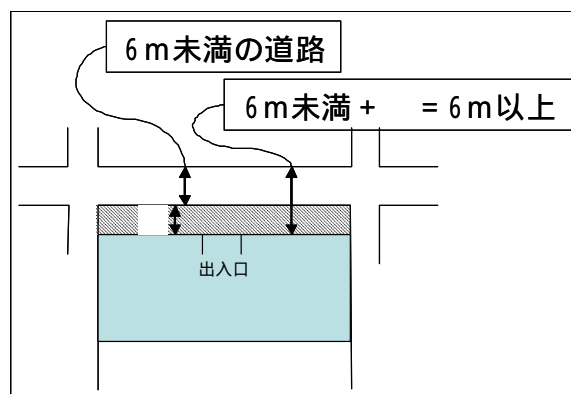


ただし、道路に接するかたちで私道として継ぎ足すことにより幅員 6 m を確保すれば出入口を設置することが可能となる。

幅員 6 m を確保する区間は、駐車場の出入口の部分ではなく、あくまで駐車場の出入りの交通等を円滑に処理できる区間のこと。

交通処理が可能となる交差点と交差点の間について 6 m 以上の幅員を確保する必要がある。

注) 道路管理者との協議が必要となる。

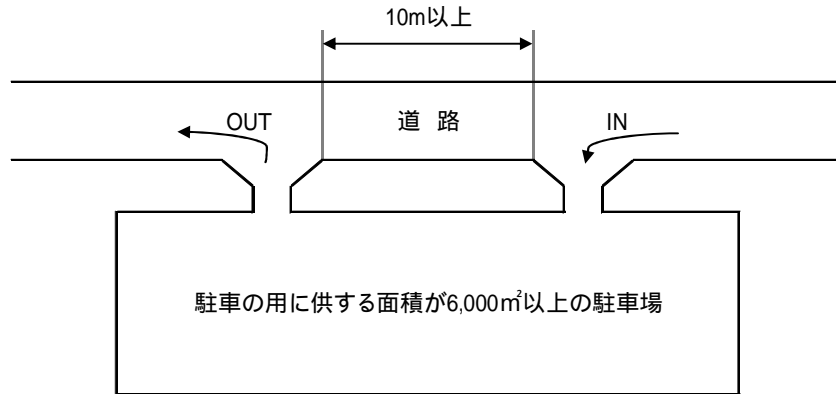


(6) 縦断勾配 10 % を超える道路

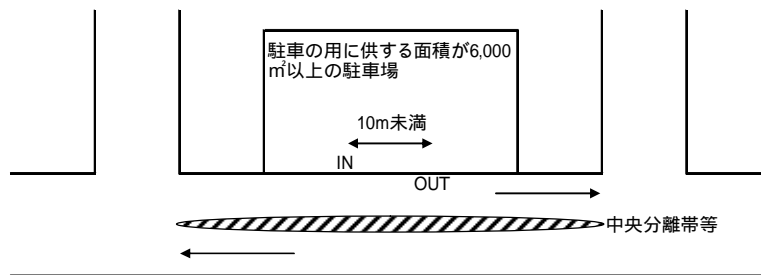
自動車交通に配慮

(1) 自動車の出口と入口との分離 (施行令第7条第5項)

自動車の駐車のために供する部分の面積が6,000 m²以上の路外駐車場は、出口と入口とを分離した構造とし、かつ10 m以上の間隔を取ること。

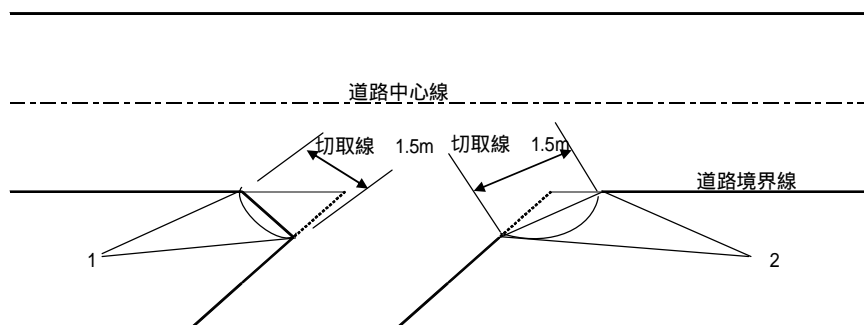


ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除く。



(2) 出入口の隅切り (施行令第7条第6項)

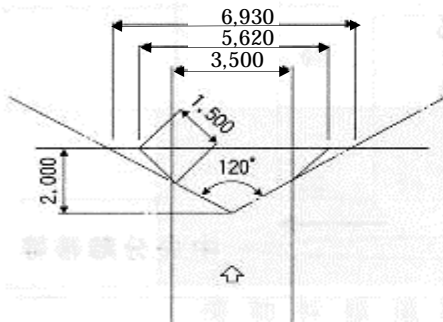
自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、一・五メートル以上とすること。



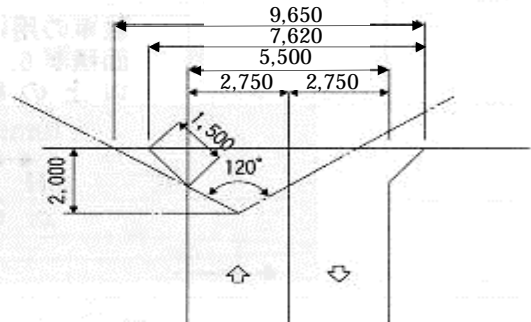
(3) 出口の視距等 (施行令第7条第7項)

当該出口から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

〔一方通行の場合〕



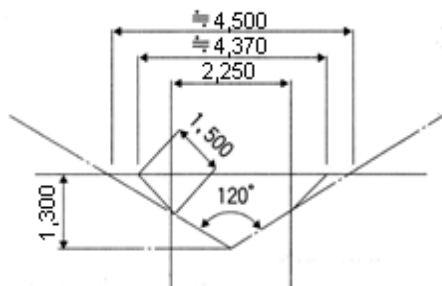
〔相互通行の場合〕



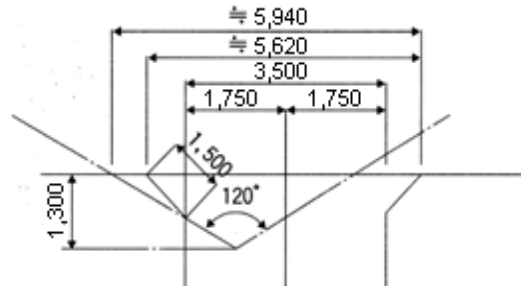
(自動二輪車専用駐車場)

当該出口から1.3m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

〔一方通行の場合〕



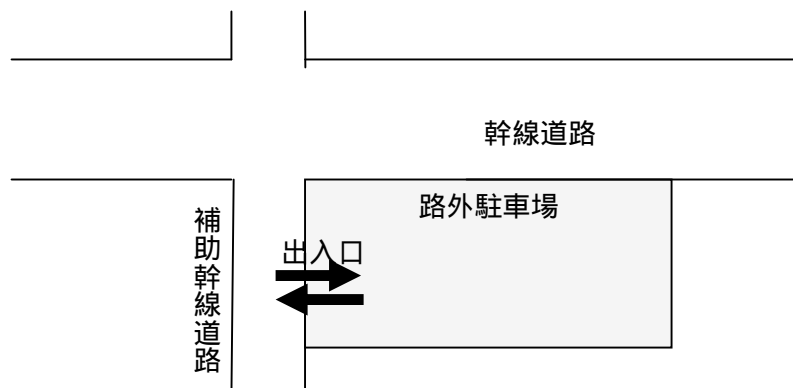
〔相互通行の場合〕



(4) 前面道路が2以上ある場合 (施行令第7条第4項)

自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に出入口を設ける

(歩行者の通行に著しい支障を及ぼす等特別の理由がある場合はこの限りではない)



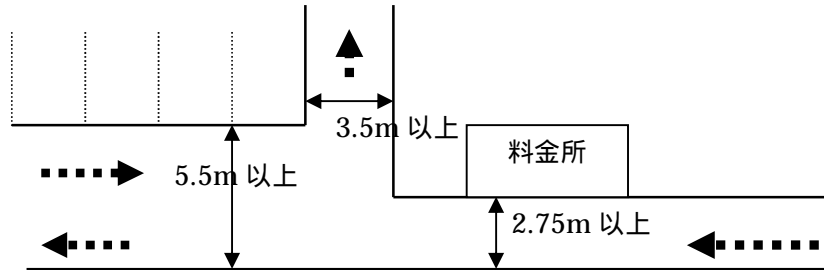
車路（駐車場法施行令第8条）

(1) 自動車（施行令第8条第2項）

車路：5.5m以上

一方通行の車路：3.5m以上

料金所が設置され歩行者が通行しない一方通行の車路：2.75m以上



(2) 自動二輪（施行令第8条第2項）

自動二輪車専用車路：3.5m以上

一方通行の自動二輪車専用車路：2.25m以上

建築物である場合

(1) 建築物であるか



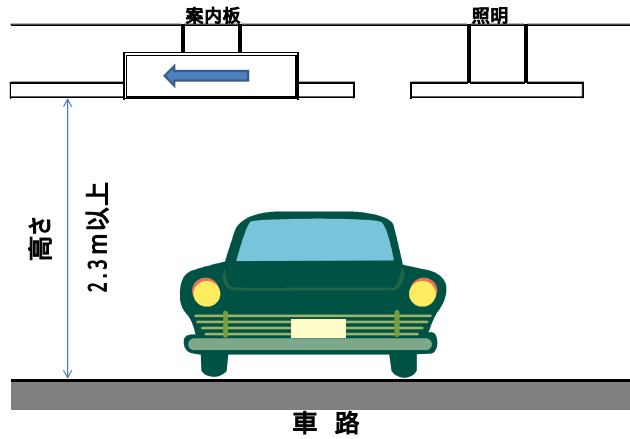
建築物である駐車場の例



建築物ではない駐車場の例

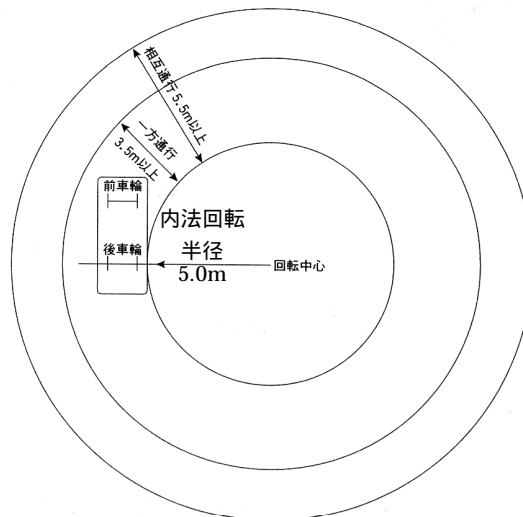
(2) 車路 (施行令第8条第3項)

(2) - 1 はり下の高さ 2.3 m以上



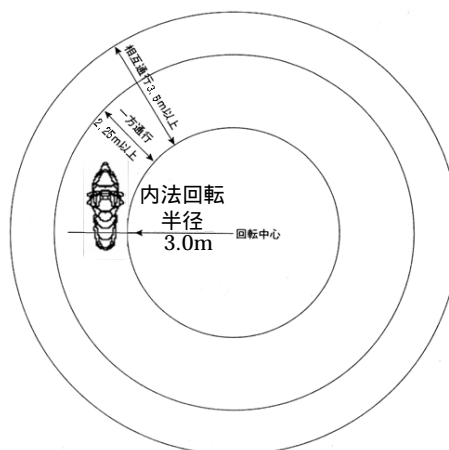
(2) - 2 屈曲部の車路

屈曲部の内法半径 5 m以上



(自動二輪車専用駐車場)

屈曲部の内法半径 3 m以上

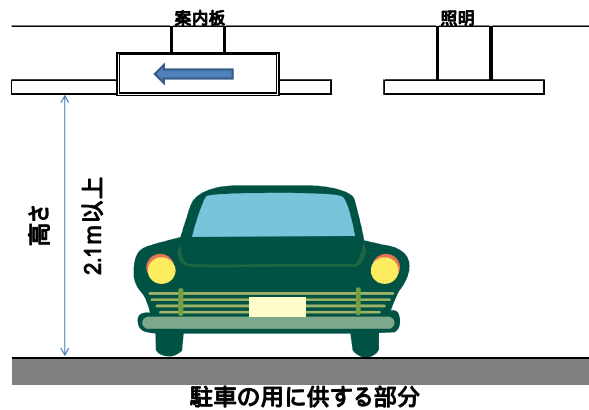


(2) - 3 傾斜部の縦断勾配は、17%を超えないこと。

(2) - 4 傾斜部の路面は、粗面とし、又はすべりにくい材料で仕上げること。

(3) 駐車の用に供する部分のはり下の高さ (施行令第9条)

はり下の高さ 2.1m以上



(4) 避難階段 (施行令第10条)

直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に駐車場がある場合は避難階段、またはこれに代わる設備を設けなければならない

(5) 防火区画 (施行令第11条)

給油所等の火災の危険のある施設を附置する場合は当該施設と駐車場を耐火構造の壁または甲種防火戸により区画する

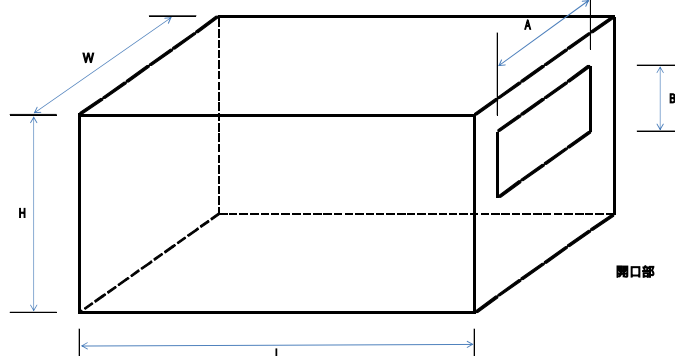
(6) 換気装置 (施行令第12条)

内部の空気を1時間に10回以上直接外気と交換する能力のある装置を設けなければならない(開口部がある場合その面積がその階の床面積の10分の1以上ある場合はこの限りではない)

換気能力は下記の値以上とする必要がある。

機械換気の場合: 必要換気量 $V = 10 \times H \times W \times L$

自然換気の場合: 開口部の面積 $A \times B = (W \times L) / 10$



(7) 照明装置（施行令第13条）

車路の路面 10ルクス以上

駐車部分の床面 2ルクス以上

(8) 警報装置（施行令第14条）

自動車の出口には音および光等による警報装置を設置する

特殊な装置「大臣認定制度」(駐車場法施行令第15条)

- (1) 機械式駐車装置を用いる場合、建設大臣が技術的基準（施行令第7条～14条）に定める構造または設備と同等以上の効力が認められる場合これらの基準を適用しない

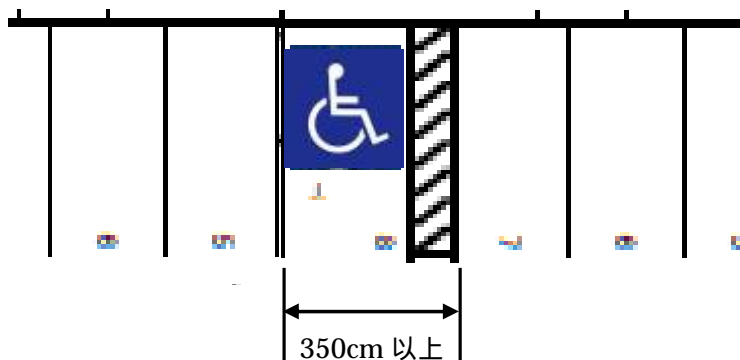
2. バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場の構造および設備に関する基準

車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」を一以上設けなければならない
(ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きの者を除く)のための駐車場については、この限りでない)

人街条例

車いす使用者用駐車施設の数、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数に五十分の一を乗じて得た数(当該乗じて得た数が三を超える場合にあっては、三)以上とすること。

一 路外駐車場車いす使用者用駐車施設の駐車マスの幅は350cm以上とすること。



人街条例

車いす使用者用駐車施設の有効幅員は、三・五メートル以上とすること。
地面又は床は、水平とし、その表面は、滑りにくく、平たんにすること。

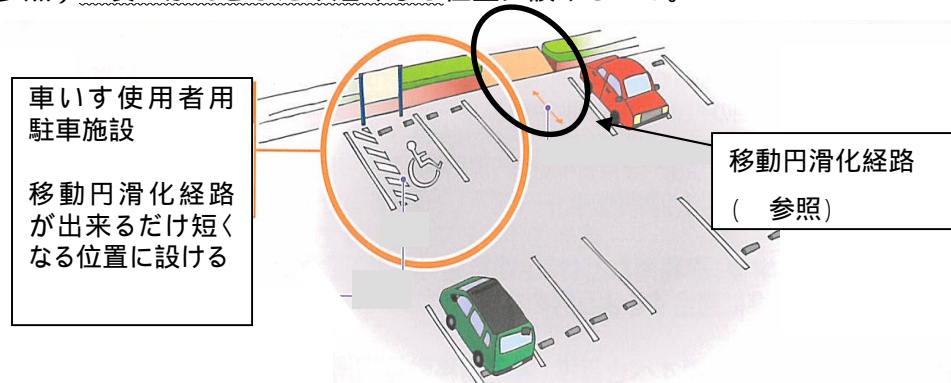
二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設であることの表示をすること。



人街条例

車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

三 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、路外駐車場移動円滑化経路
(参照) の長さができるだけ短くなる位置に設けること。



人街条例

車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設から駐
車場の主要な出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置に
設けること。

路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、当該駐車施設から道、公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を、次の一～三に掲げる3つのすべてに適合する高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路といいます。）とすること。

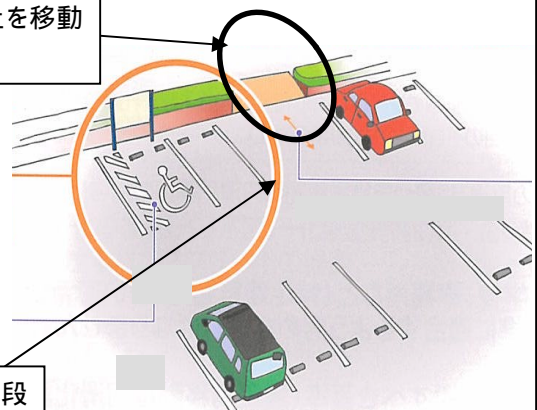
人街条例

駐車場（2以上の駐車場を設ける場合にあつては、そのうち1以上の駐車場とし、車いす使用者用駐車施設を設ける場合にあつては、当該車いす使用者用駐車施設とする。）から道路又は公園、広場その他の空地までの経路のうち一以上を次の一～五に掲げるすべてに適合する利用円滑化経路とすること。

一 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。

経路の内、一以上を移動
円滑化経路とする

円滑化経路上に段
を設けない



- ただし、次のイ～二に掲げる傾斜路を併設する場合は、この限りではない。
- イ 幅は、段に代わるものにあつては120cm以上、段に併設するものにあつては90cm以上とすること。
 - ロ 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないこと。
 - ハ 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあつては、高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - ニ 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

人街条例

- 一 利用円滑化経路上に段を設けないこと。

ただし、次号に定める構造の傾斜路又は次に定める構造の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

イ 有効幅員は、段に代わるものにあつては一・四メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

ロ 勾配は、十五分の一以下とすること。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一以下とすること。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるもの（勾配が二十分の一を超えるものに限る。）にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

ニ 始点及び終点には、それぞれ長さ一・五メートル以上の高低差のない部分を設けること。

ホ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

ヘ 勾配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、勾配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ト 傾斜路とその前後の敷地内の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

チ 両側は、転落を防ぐ構造とすること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

段に併設する昇降機の構造

- 一 エレベーターにあつては、次に定める構造とすること。

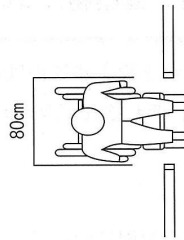
イ 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第七号に規定する構造とすること。

ロ かごの幅は七十センチメートル以上とし、かつ、奥行きは一・二メートル以上とすること。

ハ 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあつては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。

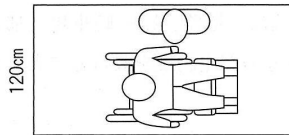
二 エスカレーターにあつては、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に規定する構造とすること。

二 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80 cm以上とすること。



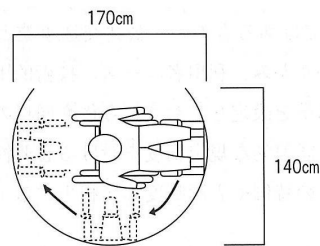
人街条例
規定なし

三 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
イ 幅は、120 cm以上とすること。



人街条例
三 有効幅員は、一・四メートル以上とすること。

ロ 50 m以内毎に車いすの転回に支障がない場所を設けること。



車いすが転回(180°)可能な寸法(例)

人街条例
規定なし

人街条例のみの基準

四 表面は、滑りにくく、平たんにすること。

五 敷地内の通路を横断する排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないものとする。